尼崎市の犬繁殖業者による違法飼育問題に関する声明

2009年(平成21年) 12月24日

THEペット法塾 代表世話人 弁護士 植 田 勝 博 事務局長 弁護士 細 川 敦 史

1 2009年12月に、兵庫県尼崎市の犬繁殖業者が318匹の犬を違法な状態で飼育し、 尼崎市保健所はこの業者から毎年約50匹の売れ残った犬を引取り殺処分していたという事 件が大きく報道された。この事件によって、現行の動物愛護管理法(以下、「動愛法」という。) の問題点や、行政が法律を正しく運用していない現状が浮き彫りとなった。

当塾は、動物繁殖業者によるこのような違法営業をさせないための強い法規制が必要であり、そのための法改正および行政による法律の適正な運用を強く求めるものである。

2 繁殖業者は、動物からあらたな動物を生み出す業種であるが、従来、動物の命や健康を犠牲にした乱繁殖を繰り返し、売れ残った動物はゴミとして行政に持ち込み、また、貧弱な経済力・倒産により、多数の動物を餓死させ、放置し、遺棄するという悲惨な事態を発生させてきたものであり、動愛法ないし関連法に反する業態を呈してきた。

本来、繁殖業者は、健康で適切な動物を生み出す責務があるととともに、生まれてきた動物の命に対する責任を負うというべきである。そのため、繁殖業者には、経済的な基盤や適切な物的施設を備えるだけでなく、動物や繁殖等についての高度の知識や倫理観を兼ね備え、経営悪化による事業の崩壊を回避しつつ、利潤のみを追い求めることなく動物の心身に配慮した繁殖を行う能力が求められる。

かかる繁殖業者の特質に鑑みれば、他の動物取扱業と同じ登録制ないし同じ枠組みによる 規制(平成18年1月20日環境省告示第20号「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の 方法等の細目」)では不十分であり、繁殖業の適正を確保するため、より高度の規制を及ぼす 必要がある。具体的には、動物の血統や適切な子孫を残すための知識を備える、遺伝疾患の 有無のチェックを実施する、生まれた子が親と分離するまでの「適切な期間」を明確化し保 証する、適切な買主を確保して譲渡する、売れ残った動物について動愛法の趣旨に則った命 の責任を負うこと等を法的に義務づけることが考えられる。

現行の動愛法では、繁殖業の区分はなく、繁殖業者のほとんどは販売業の登録をしているが、繁殖業者特有の問題がある以上、販売業の中に相当数含まれている繁殖業者を抜き出して、登録制ではなく、許可制や免許制等も視野に入れた強い規制が必要というべきである。

3 また、行政による犬ねこの引取り(動愛法第35条1項)については、動愛法ないし法令の趣旨に従って運用される必要がある。すなわち、行政は、動愛法第2条、第7条1項の趣旨に加え、平成18年1月20日環境省告示第26号「犬及びねこの引取り並びに負傷動物

等の収容に関する措置」に「都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うように努めること。」と定められていることを十分に認識した上で、引取りを実施すべきである。

この点、違法飼育を続ける繁殖業者から、5年間にわたり、漫然と多数の犬の引取りを続けた尼崎市の対応には大きな問題がある。

そもそも現在の動物行政は、おびただしい数の犬ねこを殺処分するために引取っている。 これは、犬ねこをゴミとして扱うものに等しく、およそ動愛法が禁止するみだりに殺す行為 というべきである。また、行政は、所有者不明の犬ねこについて遺失物法に基づかない引取 りを行い、狂犬病でもないのに狂犬病予防法に基づく殺処分を行っている。このような取り 扱いも大きな問題である。

繁殖業者をはじめ動物取扱業者は利益を目的とし、また、その裏返しとして動物の命に対する責任を持つべきものであるという点からも、取扱業者の行政に対する引取り要求は抑止されるべきである。この点から、引取り拒絶の具体的な法改正も求められるところである。

4 以上の2つの問題以外にも、取扱業者に対する行政監督権の行使が不十分である、狂犬病 予防法違反に対する適正な運用がなされていない、取扱業者のコンプライアンス意識が欠如 している等、今回の事件は動愛法をはじめ関係法令に関する様々な問題が含まれている。

今後の同種事案の再発を防止するためにも、来る動愛法の見直しに向けて、重要な問題事例として検討されなければならない。

以 上